

資料編

1 用語解説

ブックスタート

絵本を通じて家族のふれあいを深め、赤ちゃんの心と言葉を育み、こちよいい時間をもつことを応援する事業。地域で生まれたすべての赤ちゃんを対象としている。90年代の初めイギリスで始まった運動。日本では2000年に東京都杉並区で開始され、平成27年6月現在、全国1741自治体中、1003市区町村で実施されている（NPOブックスタート調べ）。鎌倉市では平成17年7月から6か月児育児教室で赤ちゃんと保護者に向けて、図書館職員とボランティアによる読み聞かせと利用案内を行った後、絵本・絵本の紹介リスト・子育てガイドの冊子を布製バックに入れてプレゼントしている。

としょかんいんになってみよう

子どもたちが一日図書館員になって図書館の仕事の体験をしてもらう行事。主に本の貸出、返却、書架の整理などをおこなう。

学習パック

かまくら読書活動支援センターで、調べ学習に役立つ資料をテーマごとにセットにして、市内小・中学校へ（要望があれば高等学校へも）搬送貸出するサービス。テーマは「修学旅行（日光）」「鎌倉」「環境問題」「昔の暮らし」などから開始し、現在は23セット。1セット40冊の4週間貸出が基本だが、20冊のセットのものもある。修学旅行パックは1セット20冊の2週間貸出。（詳細のパック内容はP17）

子ども読書パック

かまくら読書活動支援センターで、絵本・読み物を中心に希望の対象年齢の本を集めて、搬送貸出するサービス。利用対象は市内保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・子ども会館・子どもの家等。1セット40冊まで、4週間貸出。

学校図書館専門員・読書活動推進員

鎌倉市の小・中学校に配置された非常勤嘱託員。学校図書館専門員は1校専任で週3日程度勤務。読書活動推進員は1～2校担当で、1校あたり週1日程度勤務。小学校には学校図書館専門員が全校配置、中学校には読書活動推進員（1校あたり週1日程度勤務）が配置されている。

ブックトーク

特定のテーマに関連する数冊の本を紹介すること。あらかじめ選んでおいた数冊の本の紹介をし、読書意欲を起こさせることを目的とする。読書の幅を広げたり、新しい分野やテーマの本への興味を呼び起こしたりすることに効果がある。

パネルシアター

布を貼ったパネルに絵を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそびをいう。パネルには付着力のよいフランネルなどを、絵にはフランネル地に付着しやすいPペーパーや和紙等が用いられている。

ストーリーテリング

絵本や絵話などの絵に頼らず、また補助としないで、語り聞かせること。

ヤングアダルト

ヤングアダルトとは若い大人という意味で10代の利用者を指す。1920年代以降、アメリカの図書館で使われ始めた。ヤングアダルト向けの本やお知らせなどを置いてあるコーナーをヤングアダルトコーナーとよぶ。児童と成人の中間に位置する10代を、独特の配慮を要する利用者層として位置づけ、ヤングアダルトサービスを行っている。YAサービス、ティーンズサービスと呼ぶこともある。

ぬいぐるみのおとまり会

保護者としてぬいぐるみと一緒におはなし会に参加した後、ぬいぐるみを図書館にお泊りさせる。お泊りしているあいだ、図書館で何をしているのかを想像することや、最後にぬいぐるみが選んだ絵本を借りることで、図書館をより身近に感じてもらう行事。

LLブック

スウェーデンで生まれた、文字を読むのが苦手な人や外国の人にも読めるように絵や写真をつけてかかれた本。スウェーデン語の「やさしくよめる」という言葉の頭文字をとってLLブックと呼ばれている。

マルチメディアデージー

マルチメディアデージーはCDの形をした録音図書のデージーの一種でありパソコン上で専用再生ソフトを使用することで、音声とその部分のテキストや画像などと一緒に見ることができる。目次から読みたい章にとぶこともでき、タッチパネルの使用、展示ディスプレイへの接続も可能となる。

ビブリオバトル

知的書評合戦とも呼ばれる。おすすめの本を持ち寄り、一人5分で紹介し、ディスカッションをした後、参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」を決める催し。

2 法令等

○「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されたことを受け、国・県に続き、鎌倉市の実情に合わせた「鎌倉市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

●「子どもの読書活動の推進に関する法律」全文

(平成十三年十二月十二日法律第154号)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

●「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

●「ユネスコ公共図書館宣言」

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/237/Default.aspx>

●文字・活字文化振興法(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO091.html>

●第3次鎌倉市総合計画

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/3rd-plan.html>

●かまくら教育プラン～鎌倉市の学校教育における基本方針と目標～

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoplan/plan_sakutei.html

●鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/documents/kodomokosodatekirakira-keikaku.pdf>

3 鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議名簿

委員長 横山仁雄 副委員長 丸山悦子

市 民 委 員 (公 募)	有 木 裕 子
市 民 委 員 (公 募)	草 野 由 美
市 民 委 員 (公 募)	村 山 美 代 子
学校教育関係者 (第一小学校教諭)	西 野 陽 子
学校教育関係者 (腰越中学校教諭)	河 合 幸 子
幼児教育関係者 (長谷幼稚園園長)	横 山 仁 雄
乳幼児保育関係者 (たんぽぽ保育園園長)	丸 山 悦 子
学校教育関係課 (教育指導課長)	杉 並 伸 也
学校教育関係課 (教育指導課指導主事)	上 太 一
こども関係課 (青少年課長)	瀬 谷 公 重
こども関係課 (こどもみらい課長)	小 柳 出 延 之
幼児関係課 (保育課長)	栗 原 章 郎
幼児関係課 (大船保育園園長)	伊 藤 広 子

事務局 中央図書館 (菊池隆・小野公子・水野優子・只腰あずみ)